

上水道訓令甲第2号

長浜水道企業団事務代決および専決規程の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

長浜水道企業団
企業長職務代理者
局長 前田喜代次

長浜水道企業団事務代決および専決規程(昭和54年上水道訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

別表企業長の決裁を要する事項第21号および第28号中「100万円」を「500万円」に、同表第25号、第27号、第29号および第30号中「1,000万円」を「2,500万円」に改める。

別表局長の専決事項第2号および第3号中「、経営戦略官」を削り、同表第8号、第9号、第10号、第12号および第13号中「1,000万円」を「2,500万円」に、同表第11号および第15号中「100万円」を「500万円」に改める。

付 則

この訓令甲は、令和6年4月1日から施行する。